

広島県告示第七七七号

平成二十一年広島県告示第三百二十三号（家畜伝染病の発生予防及び発生予察のための検査並びに注射の実施）の一部を次のとおり改正する。
 平成二十一年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

表牛白血病の項及び伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）の項を次のように改める。

牛白血病	牛白血病の撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	平成二十一年七月一六日から平成二十三年三月三一日まで	<ul style="list-style-type: none"> 一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 間接赤血球凝集反応 三 酵素免疫測定法（エライザ法）
伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）	感染めん羊、山羊の摘発及び清浄性の確認のため	県下全域	実施する区域内で飼育されているめん羊、山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三一日まで	<ul style="list-style-type: none"> 一 ウエスタンプロット法 二 免疫組織化学的検査